

平成 29 年 10 月 2 日

各 位

株式会社みなと銀行

「朝型勤務」「時差出勤」の試行について  
～働き方改革、業務の効率化への取組み～

株式会社 みなと銀行（頭取 服部 博明）では、「働き方改革」に向けた取組みとして、業務の生産性向上と総労働時間の短縮等を目的に、平成 29 年 10 月 2 日（月）から平成 30 年 3 月 30 日（金）までの期間、下記の通り「朝型勤務」と「時差出勤」の試行を始めましたのでお知らせします。

当行では近年、政府が取組む「働き方改革」の趣旨も踏まえ、サマータイム制度や、学校行事、記念日、自己啓発等個々人のライフスタイルにあわせて有給休暇の取得を推奨する休暇制度の新設等、職員の健康保持・増進を図り、業務の生産性向上による総労働時間の短縮、ワークライフバランスの推進等に繋がる各種取組みを実施してきました。

そして今回、夜間の残業を減らして朝の時間帯を有効活用し集中的に業務を行う「朝型勤務」と、業務の特性等に応じて柔軟に勤務時間を変更できる「時差出勤」の導入を追加施策として検討いたしました。平成 29 年 10 月から 6 ヶ月間の試行で課題等を洗い出し、平成 30 年度以降の本部全部署で導入を目指しております。

みなと銀行では、今後もより効率的な働き方の実現に向けて、職員一人ひとりの働き方に対する意識改革をはじめ、更なる業務効率化や職員の健康保持・増進、ワークライフバランスの推進等、多様な人財が最大限能力を発揮できる職場環境の実現を目指してまいります。

（尚、試行期間中の各店舗や A T M の営業時間は変更ございません）

【「朝型勤務」「時差出勤」の試行概要】

1. 「朝型勤務」の試行概要

実施目的	夜型の残業体質から朝型の勤務へと改め、業務の生産性向上と総労働時間の短縮等に繋げる
試行期間 試行対象部署	平成 29 年 10 月 2 日（月）～平成 30 年 3 月 30 日（金）の約 6 ヶ月間 人事部、総務部、営業統括部、審査企画部
試行内容	始業前早朝 7 時からの勤務を許容 （参考）みなと銀行の通常の始業時刻 8：40 終業時刻 17：00（月末営業日 17：30） 原則 19 時以降の残業禁止

2. 「時差出勤」の試行概要

実施目的	海外とのやりとり等、業務の都合上残業が必要な職員の柔軟な働き方を後押しする等、勤務時間を柔軟且つ効率的に配分し、業務の生産性向上と総労働時間の短縮等に繋げる
試行期間 試行対象部署	平成 29 年 10 月 2 日（月）～平成 30 年 3 月 30 日（金）の約 6 ヶ月間 市場金融部、証券国際事務部
試行内容	所属長が必要と認めた場合、以下の早出・遅出勤務を認める [早出勤務] 始業時刻 7：00 終業時刻 15：20（月末営業日 15：50） [遅出勤務] 始業時刻 12：40 終業時刻 21：00（月末営業日 21：30）

「朝型勤務」、「時差出勤」とともに、6 ヶ月間の試行で大きな問題等がなければ、平成 30 年 4 月より本部全部署で導入の予定

本件に関するお問い合わせ先  
企画部 広報室 藤井 TEL：078-333-3247

以 上